

No.	質問		回答
1	参加表明書	HP掲載の「長野県公募型プロポーザル方式に関する質問・回答(委託・工事)」の番に記載ありとあり、『参加表明書』に記載した配置予定技術者について、技術提案書提出時に変更可能と考えてよろしいでしょうか？	「参加表明書」に記載した配置予定技術者を、「技術提案書」提出時に変更することはできません。ただし、「技術提案書」提出時に記載した配置技術予定者を契約時に変更することは、真にやむを得ない場合(配置予定技術者の死亡、傷病、または退職等)を除きできません。
2	配置予定技術者	配置技術者を製作期間(非専任)と現場期間(専任)に分けて配置する場合、『技術提案書』に記載するのは「製作期間の従事者」「現場期間の従事者」のどちらを記載すればよろしいでしょうか？	工事の途中で配置技術者を変更する場合には、技術提案書提出時に予定する全ての技術者の資格・経歴・実績を評価できるよう資料を提出してください。その場合はNo.3①の回答内容に留意してください。
3	配置予定技術者	①工場製作期間の監理技術者と、現場施工期間の監理技術者は、別のものとする配置は可能でしょうか？ (例:工場製作期間の監理技術者を「佐藤」、現場施工期間の監理技術者を「田中」とすること) ②工場製作期間と現場施工期間の監理技術者の配置が、別々とするのがご了承頂けた場合、現場施工期間の監理技術者の配置開始時期は、令和5年4月1日以降と考えて宜しいでしょうか？ ③工場製作期間と現場施工期間の監理技術者の配置が、別々とするのがご了承頂けた場合、それぞれの期間において、現場代理人との兼務は可能でしょうか？ (例:工場製作期間の監理技術者兼現場代理人を「佐藤」、現場施工期間の監理技術者兼現場代理人を「田中」とすること)	①工場から現地へ工事の現場が移行する時点であれば主任(監理)技術者の変更は可能です。ただし、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに工事の継続性、品質確保等に支障がないことが必要です。 ②令和5年4月1日以降と考えていただいてもかまいません。ただし、それ以前の期間のうち、吸水層～吐出水槽の配管とコンクリート工の施工については、別途発注する土木工事との調整が必要となることを承知願います。 ③現場代理人との兼務は可能です。ただし「様式1号 公募型プロポーザル(建設工事)に係る手続開始の掲示について」(以下、「掲示文」)の4(7)表下※1に記載のとおり、現場代理人が、主任(監理)技術者と同一人物の場合は、現場代理人の評価を対象外(0点)とします。
4	掲示文の修正	—	「様式1号 公募型プロポーザル(建設工事)に係る手続開始の掲示について」の4(6)ア 技術提案書のヒアリング予定日について、11月12日(金)頃 から 11月10日(水)に変更します。
5	配置予定技術者	参加表明書及び技術提案書に記載する配置予定技術者の資格等について、下記、ご教示いただきたくお願いいたします。 工場製作期間と工事施工期間と分けて配置する場合、参加表明書及び技術提案書に記載する配置予定技術者は、工事施工期間に配置する予定の者のみの記載で、よろしいでしょうか。または、どちらも記載が必要でしょうか。	No.2と同様です。
6	参加表明書、技術提案書	様式2号の参加表明書、様式7号の技術提案書の作成におきまして、代表者印の捺印は必要となりますでしょうか？ (住所 商号又は名称 代表者氏名 の記載欄への捺印)	捺印は不要です。
7	参加表明書、技術提案書	様式3号の参加要件資料、様式8号の技術資料の作成におきまして、提出者名の欄に記載するものは、次のうち、どちらになりますでしょうか？ 1)会社名 2)会社名ならびに代表者氏名 3)担当者所属ならびに氏名 4)上記以外 また、捺印は必要となりますでしょうか？	・会社名、提出内容を把握されている担当者名を記載願います。 ・捺印は不要です。
8	参加要件資料	様式3号の参加要件資料に記載致します、同種または類似工事の実績、配置予定技術者の資格、経歴等の状況につきましては、これを証する契約書、コリンズ、資格証等の写しを添付する必要はございますか？	様式3号(参加要件資料)提出時には、「同種または類似工事の実績」を証する、工事契約書の写し、工事内容が分かる工事内訳書の写し等を提出してください。

9	その他	出来高の有無について 様式1号『公募型プロポーザル方式(建設工事)に係る手続開始の掲示について』では、各会計年度における支払限度額の記載がございますが、各年度毎に、出来高の設定はございますでしょうか？	特記仕様書第5条5-1の1に記載のとおり、令和4年度中にポンプを含めた設備の製作を完了してください。 その他の各年度毎の出来高設定はありません。
10	配置予定技術者	配置予定技術者については、機器の工場製作期間についても、監理技術者は、専任を求められますでしょうか？また、工場製作期間、現地工事期間で分けて配置は可能でしょうか？	・No.3①と同様です。 ・また、工場製作期間については監理技術者の専任を求めません。
11	配置予定技術者	技術提案書提出時の配置予定技術者は複数登録可能でしょうか？また、登録人数に制限はありますか？	製作期間から現場据付期間に移行する時点で、主任(監理)技術者、現場代理人が各1回交代するケース(※)を除いては複数登録は不可です。 ※のケースではNo.3①の回答内容に留意してください。
12	その他	評価結果の公表時期及び契約となった場合の契約日はおおよそ、いつ頃を予定していますでしょうか？	・評価結果の公表時期は、11月20日頃 ・仮契約日は12月10日頃(本契約は3月末頃)を予定しています。(変更となる場合があります)
13	参加要件	実施要領、2 技術提案書の提出者に必要とされる要件(2) 同種または類似の工事に実績を有すること。との記載があります。記載されているのは、同種工事の定義ということでしょうか。また、類似の工事の定義を御教示願います。	・「同種又は類似工事」が実施要領3(6)2の記載内容という意味です。 ・「同種工事」と「類似工事」を分けていません。
14	参加要件	参加要件資料、1 業種及びその他許可状況について御教示願います。証明書類として、経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)を添付すればよろしいでしょうか。それとも証明書類は不要でしょうか。	経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書の写しを添付してください。
15	参加要件	参加要件資料、1 業種及びその他許可状況について御教示願います。本店または営業所の所在地を記載する欄がございます。今回の参加要件に地域要件はございません。記入は不要でしょうか。記入が必要な場合、本店または営業所、どちらを記入すればよろしいでしょうか。	当工事の契約相手となり得る部署であれば、本店、営業所、どちらでも構いません。
16	参加要件	参加要件資料、2 同種または類似工事の実績について御教示願います。JVとして施工した実績は、今回の実績で認められるのでしょうか。認められる場合、出資比率(40%以上等)の条件を御提示願います。	特定JVとして施工した、新設又は更新(増設含む)工事であれば実績となります。
17	参加要件	参加要件資料、2 同種または類似工事の実績について御教示願います。実績は、揚排水ポンプ設備の製作据付工事と記載されております。製作据付工事とは新設、更新、増設等のポンプ製作を含んだ据付工事を指し、整備、点検等のみの工事は、実績として認められないと解釈してよろしいでしょうか。	公共機関から発注された揚排水ポンプ設備の製作を含んだ、新設又は更新(増設含む)の元請工事です。 整備、点検等のみの工事は認められません。
18	参加要件	参加要件資料、3 当該工事の実施体制について御教示願います。様式には主任(監理)技術者を1名分、記入する形になっております。工場製作期間、現場施工期間において技術者変更を行う場合等、配置する技術者が複数名いる場合は、全て記載する必要がありますか。それとも、参加表明書提出時は1名だけ記入し、技術提案書を提出時に追加で複数名、記載してもよろしいでしょうか。参加表明書提出時に1名だけでの記載で問題ない場合、現場施工期間の技術者等、御指定があれば、御教示願います。	・No.1及びNo.2と同様です。 ・参加表明書の提出時点で、製作、据付で交代する前提であれば、両方を記載してください。
19	参加要件	参加要件資料、3 当該工事の実施体制について御教示願います。様式には1名分、記入する形になっております。工場製作期間、現場施工期間において技術者変更を行う場合、監理技術者として配置予定の技術者を全て記載する必要がありますか。	No.18と同様です。 様式を加工のうえ、製作、据付の技術者を記載してください。
20	技術提案書	評価項目に配置予定技術者の資格等があります。主任(監理)技術者と現場代理人をそれぞれ、工場製作期間、現場施工期間に分けて配置(4名体制)してもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。 No.11の回答と同様です。

21	技術提案書	評価項目に配置予定技術者の資格等があります。主任(監理)技術者の「審査の視点」に主任(監理)技術者となり得る国家資格を有しているか。との記載がありますが、具体的にどのような資格が審査対象になるのでしょうか。(例:技術士:機械部門、1級土木施工管理技士等)	主任(監理)技術者の評価における国家資格は技術士(機械部門)です。1級ポンプ施設管理者も評価の対象です。
22	技術提案書	実施要領、(7)技術提案書を特定するための評価基準の評価項目に配置予定技術者の資格等があります。現場代理人の「審査の視点」と専門分野の資格を有しているか。との記載がありますが、具体的にどのような資格が審査対象になるのでしょうか。(例:1級、2級ポンプ施設管理技術者等)	現場代理人の評価における資格は、1級ポンプ施設管理者、2級ポンプ施設管理者です。
23	参加表明書、 技術提案書	参加表明書及び技術提案書記載方法について 配置予定技術者並びに現場代理人について、経歴等を記載となっておりますが、工期期間内において、工場制作期間(非専任)と現場期間(専任)に分割されます。今回記載する配置予定技術者並びに現場代理人については、現場期間従事予定者でよろしいでしょうか。	No.19と同様です。
24	技術提案書	配置予定技術者の評価について 配置予定技術者において、主任(監理)技術者と現場代理人が同一の場合、評価対象外(0点)と記載があります。主任(監理)技術者と現場代理人の配分はどの程度でしょうか。御教示願います。	評価の内容についてはお答えできません。
25	技術提案書	技術提案書の作成・提出に係る事項 技術提案書(様式7号)、技術資料(様式8号)の提出時に補足説明資料も合わせてご提出しても宜しいでしょうか。	ご質問のとおりで構いません。
26	技術提案書	技術資料の作成・提出に係る事項 技術資料(様式8号)に記載する主任(監理)技術者及び現場代理人の経歴等が書式に記載しきれなかった場合、別紙自由書式に記載し添付として宜しいでしょうか。	ご質問のとおりで構いません。 ただし、記載項目は同じとしてください。
27	技術提案書	技術資料の作成・提出に係る事項 技術資料(様式8号)に記載する技術提案は、様式1号 1 工事概要 (4) 技術提案を求める具体的内容に記載されている内容についてだと思われそうですが、様式に記載しきれない場合は、別紙自由書式に記載し添付として宜しいでしょうか。また、枚数の制限はありますか。	枚数制限は設けていません。 ただし、技術提案は簡潔明瞭にまとめることとし、ヒアリングの時間内に説明できる内容としてください。
28	技術提案書	配置予定技術者の資格について 様式1号 4 技術提案書の作成・提出に係る事項 (7) 技術提案書を特定するための評価基準で、配置予定技術者の資格等で資格の内容で評価されるとありますが、具体的にどのような資格でしょうか。御教示願います。	No.21及びNo.22と同様です。
29	その他	数量計算書を提示願います。	容量が大きいため、様式1号「揭示文」3(8)ウに記載のとおり、参加表明書を提出された方にはCD-R等にて貸与します。(同①設計業務委託成果品(抜粋)等と同じ扱いです)